

部活動のあり方検討委員会設置要綱

三重県教育委員会

(名 称)

第1条 本委員会は、部活動のあり方検討委員会（以下「本会」という。）という。

(目 的)

第2条 本会は、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築する観点から、子どもたちのスポーツ・文化活動の機会を確保しつつ、部活動における教員の負担軽減も踏まえ、学校における持続可能な部活動のあり方を検討することを目的とする。

(検討事項)

第3条 委員は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 学校における持続可能な部活動のあり方に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、県部活動ガイドラインに関し必要な事項

(委 員)

第4条 本会は、学識経験者及び次の(2)～(15)に掲げる団体からの推薦委員をもって構成する。

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 学識経験者 | (2) 市町教育長会 |
| (3) 県小中学校長会 | (4) 県立学校長会 |
| (5) 県教職員組合 | (6) 県中学校体育連盟 |
| (7) 県高等学校体育連盟 | (8) 県高等学校野球連盟 |
| (9) 県高等学校文化連盟 | (10) 県中学校吹奏楽連盟 |
| (11) 県PTA連合会 | (12) 県高等学校PTA連合会 |
| (13) 県スポーツ協会 | (14) 民間運動クラブ |
| (15) 総合型地域スポーツクラブ | |

2 その他、本会が必要と認める場合は、上記以外の関係者を招請することができる。

3 委員等が本会に参加できない場合は、代理者を充てることができる。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|----|----------|----|
| (1) 委員長 | 1名 | (2) 副委員長 | 1名 |
|---------|----|----------|----|

(役員を選任)

第6条 委員長は、学識経験者をもってあてる。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が選任する。

(役員職務)

第7条 委員長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第8条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(作業部会)

第9条 本会の中に、作業部会を設置し、学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行について検討する。作業部会は、保健体育課に事務局を置き、教育委員会事務局：保健体育課、教職員課、小中学校教育課、地域連携・交通部：スポーツ推進課、競技力向上対策課、環境生活部：文化振興課とする。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、三重県教育委員会事務局保健体育課に事務局を置く。

(関係課)

第11条 本会の関係課は三重県教育委員会事務局：教職員課、高校教育課、小中学校教育課、特別支援教育課、地域連携・交通部：スポーツ推進課、競技力向上対策課、環境生活部：文化振興課とする。

(補 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

なお、本要綱は本会の目的が達成された後、廃止する。

また、三重県部活動ガイドライン取組検証委員会は廃止するが、市町教育委員会及び学校の部活動運営方針の取組状況についての調査、確認については、本会の検討事項として取扱う。

附 則 この要綱は、令和2年10月19日から施行する。

この要綱は、令和5年5月29日から施行する。